附　則

（施行期日）

１　この告示による改正後の令和四年国土交通省告示第四百五十五号の規定は、令和八年一月一日以後に居住の用に供される家屋について適用する。

２　この告示の施行の際現にある改正前の別表の書式による書類は、この告示による改正後の別表の書式によるものとみなす。

３　令和八年四月一日前に居住の用に供される家屋についてのこの告示による改正後の令和四年国土交通省告示第四百五十五号の規定の適用については、本則中「当該家屋の取得の日前に」とあるのは「令和九年四月一日前に」と、「取得の日以後六月以内」とあるのは「令和九年四月一日前（令和八年十月一日以後に当該既存住宅の取得をする場合にあっては、取得の日以後六月以内）」とする。

○国土交通省告示第四百九十五号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十三項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）第四条の二第二項第二号の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第八百三十三号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「第四十一条第十項」を「第四十一条第六項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改める。

別表中「㈣」を削る。

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十三項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第二項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百九十六号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十四項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）第四条の二第三項第二号の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第千三百八十三号の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

本則中「第四十一条第十項」を「第四十一条第六項」に、「同条第二十一項」を「同条第十八項」に改める。

別表中「㈣」を削る。

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十四項第二号及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第三項第二号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第四百九十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号の一部を次のように改正し、個人が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅等で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、これらの認定住宅等を令和九年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅等（以下「認定住宅等」という。）について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる認定住宅等の内容の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該認定住宅等の床面積（当該認定住宅等が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その者がその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積とする。以下同じ。）を乗じて得た金額（同条第一項又は第二項の個人が新築をし、又は取得をした認定住宅等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該認定住宅等の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額）とする。	租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅等（以下「認定住宅等」という。）について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、床面積一平方メートルにつき四万五千三百円に、当該認定住宅等の床面積（当該認定住宅等が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その者がその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積とする。以下同じ。）を乗じて得た金額（同条第一項又は第二項の個人が新築をし、又は取得をした認定住宅等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該認定住宅等の床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額）とする。